

29

初・再診料①

初診料算定のルール

学習日

/

診察の際に算定する外来の基本診療料には、大きく分けて初診料・再診料の2つがあります。それぞれの算定のしかたについて学びましょう。

1 初・再診料算定の共通ルール

診察には初診と再診があります。

診察
初診: ある傷病の1回目の診察
再診: 2回目以降の診察

- (1) 1医療機関ごとに、1回の診察につき1回算定します。
- (2) 同じ医師が同時に2つ以上の傷病について診察を行った場合も、1回として算定します。

用語

診察

医師が、問診(患者さんから症状を聞くこと)、視診(患部を眼で確認すること)、触診(患部に触ったり、押したりして診察すること)、打診(患部を軽くたたいて反応を見たりすること)、聴診(聴診器を体にあてて音を聴いて診察すること)などの方法で、患者さんの病気・ケガの状態を確認し、検査結果などとあわせて治療の方針を決めることを診察といいます。

2 初診料

1 初診料の算定ルール

所定点数 + 加算
・乳幼児
・時間外、休日、深夜
・特例(小児科特例、夜間・早朝等)
複数科受診時の初診料

プラスα

1回の診療

医療機関の玄関から入ってから出るまでをいいます。

プラスα

医科・歯科併設の医療機関

歯科の場合は、医科とは全く別の点数算定を行うため、初・再診料も別々に算定します。

用語

所定点数

6歳以上の患者さんに、診療時間内に診察を行った場合の点数です。

病気やケガに対する1回目の診察を初診といますが、初診料を算定するのは、次の場合です。

初診料算定 → 他に診療継続中の傷病が1つもない場合

【例】

次はカルテの傷病名欄を簡略化したものです。それぞれの日に診察を行った場合、初診料が算定できるのはいつかを考えてみましょう。

傷病名	開始	終了	転帰
A病	4月1日	4月8日	治ゆ
B病	4月1日	4月14日	治ゆ
C病	4月11日	4月18日	治ゆ
D病	4月25日		

診察日

4/1 4/5 4/11 4/15 4/25 4/28

傷病の開始と終了の状況を図で示すと次のようになります。



これが **大切**

- ✓ 診察が行われた際、初診料または再診料のいずれかを算定する
- ✓ 他に診療継続中の傷病が1つもない場合、初診料を算定する

33

初・再診料⑤

外来診療料算定のルール

学習日

/

再診時の費用は病床数によって2種類に分けられます。ここでは外来診療料の算定について学びましょう。

1 外来診療料

1 外来診療料の算定ルール

200床以上の病院の再診時に算定します。

所定点数 + 加算

- ・乳幼児
- ・時間外等
- ・小児科特例

複数科受診時の外来診療料

用語

所定点数

6歳以上の患者さんに、診療時間内に診察を行った場合の点数です。

プラスα

再診料・外来診療料は、再診のつど算定し、同日に2回診療を行えば、2回算定します。

参照

外来診療料に含まれる項目は、資料ブック「処置・検査」を参照してください。

包括項目(外来診療料に含まれる)

処置	創傷処置(100cm ² 未満および100cm ² 以上500cm ² 未満)、皮膚科軟膏処置(100cm ² 以上500cm ² 未満)、膀胱洗浄、陰洗浄、眼処置、睫毛抜去、耳処置、耳管処置、鼻処置、口腔・咽頭処置、間接喉頭鏡下喉頭処置、ネブライザー、超音波ネブライザー、介達牽引、消炎鎮痛等処置、爪甲除去(麻酔を要しないもの)、穿刺排膿後薬液注入、後部尿道洗浄(ウルツマン)、義眼処置、矯正固定、変形機械矯正術、腰部又は胸部固定帯固定、低出力レーザー照射、肛門処置
検査	尿中一般物質定性半定量検査、尿中特殊物質定性定量検査、尿沈渣、糞便検査、血液形態、機能検査(HbA1c、骨髄像等を除く)

プラスα

包括項目(外来診療料に含まれる)

初診料を算定した場合は、これらの処置料、検査料は包括にならないので算定できません。ただし外来診療料と複数科受診時の初診料を算定した場合は包括項目となり算定できません。

2 加算

以下については、加算が算定できます。考え方、加算点数は再診料と同じです。**外来管理加算は算定できません。**

(1) 乳幼児加算

(2) 時間外等の加算

(3) 小児科特例

3 特殊な場合

(1) 複数科受診時の外来診療料…考え方や算定点数は再診料と同じです。

(2) 電話再診…算定できません。

(3) 看護者の来院…本人が来院したのと同様に算定できます。

これが 大切

- ✓ 処置・検査の中には、外来診療料の所定点数に含まれていて算定できないものがある
- ✓ 外来診療料を算定する場合、外来管理加算は算定しない